

参考配布

平成 28 年 3 月 7 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5324)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労働局発表
平成 28 年 3 月 7 日

担 当	大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 菊池 みゆき
	主任需給調整指導官 本多 正道 電話 06-4790-6319

常時雇用される労働者以外の労働者を派遣し、
無許可で労働者派遣事業を行っていた
特定労働者派遣事業主に対する行政処分について
～派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び改善命令について～

大阪労働局（局長：中沖 剛）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、厚生労働大臣の許可を受けずに、常時雇用される労働者以外の労働者を派遣し、労働者派遣事業を行っていた特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第 6 条第 5 項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第 1 被処分特定派遣元事業主

名 称	株式会社ピー・エムコーポレーション
代表者の職氏名	代表取締役 植田 浩之
事業主所在地	大阪市北区梅田一丁目 1 番 3 号大阪駅前第 3 ビル 30 階
届出に関する事項	届出受理番号 特 27-305455 届出受理年月日 平成 24 年 5 月 17 日

第2 処分の内容

労働者派遣法改正法附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令
(労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり)

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり)

第3 処分理由

株式会社ピー・エムコーポレーションは、大阪市北区梅田一丁目1番3号大阪駅前第3ビル30階に本店を置き、厚生労働大臣に平成24年5月17日届出(特27-305455)により、平成24年6月1日から常時雇用される労働者のみを派遣することができる特定労働者派遣事業を営む事業主であるが、平成25年12月1日から平成27年11月30日までの間、

第一 労働者派遣法第5条第1項に定める厚生労働大臣の許可なく、複数の派遣先に対して、常時雇用される労働者以外の労働者を少なくとも4,417人日派遣し、労働者派遣の役務の提供を行った

第二 労働者派遣をしようとするときに派遣労働者に対して書面の交付及びメールの送付により就業条件を明示しているが、当該就業条件明示に、派遣先責任者、派遣先が派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日の記載がないものがあり、法令で定める事項の一部を当該派遣労働者に対して書面等で明示していない

第三 派遣先への通知を派遣先に行っているが、厚生年金保険被保険者資格取得届を提出されていることの有無を書面の交付等により行っていない

第四 派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成していないものがあり、又、作成されたものにおいても労働者派遣の期間の記載が真実とは異なっており、少なくとも624名分法令で定める派遣元管理台帳を作成せず又は、法令で定める事項の一部を記載していない

ものであり、

もって、厚生労働大臣の許可なく労働者派遣事業を行ったものであり、派遣労働者に対し、法定の要件を満たした就業条件の明示をせず、派遣先への通知にお

いて、法令で定める事項の一部の通知しか派遣先に対し書面等で行わず、派遣元管理台帳を作成せず又は作成しても法定事項の一部を記載しなかったものである。

このことは、労働者派遣法第5条第1項、労働者派遣法改正法附則第6条第2項により労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣元事業主とみなして適用される同法第34条、同法第35条、同法第37条に違反する。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成28年3月8日から平成28年4月7日までの間、労働者派遣事業を停止すること

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

株式会社ピー・エムコーポレーションにおける労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施し、当該事業運営の改善を行うこと。

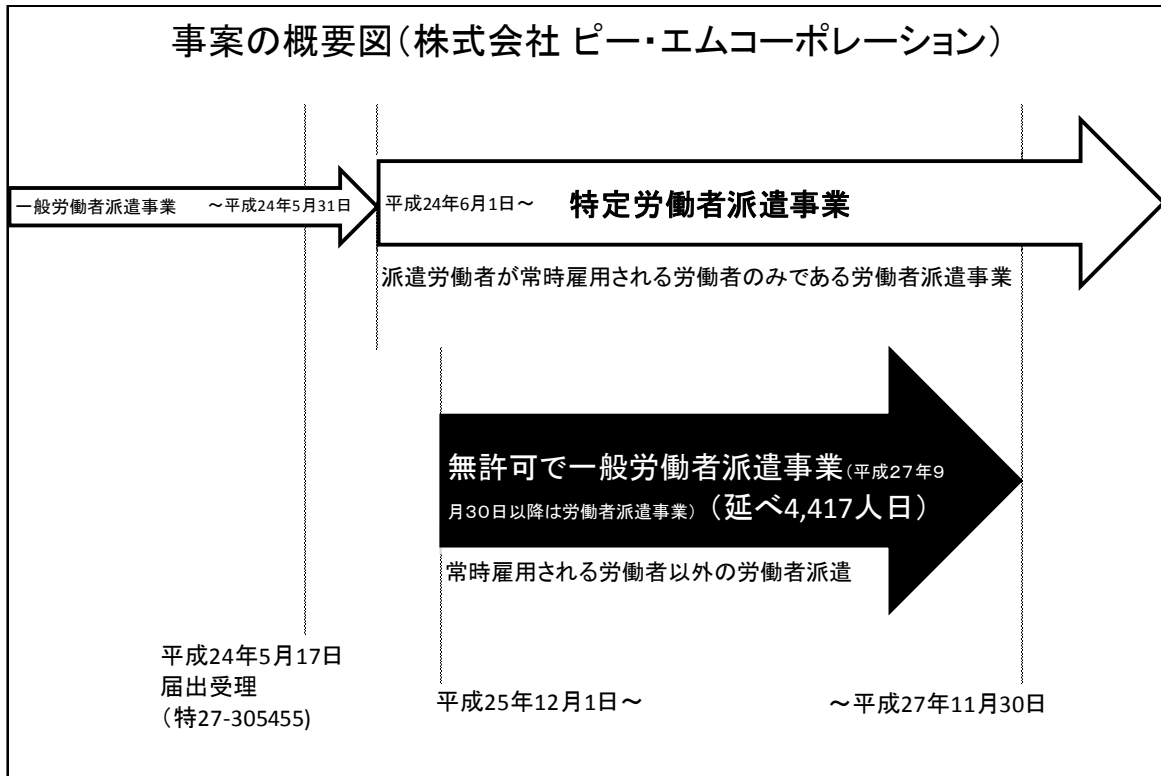
- (1) 当該処分理由に係る原因の究明
- (2) 前記(1)を念頭に今後の再発防止策の策定
- (3) 労働者派遣法その他労働に関する法律の遵守に係る責任体制の明確化
- (4) 役職員の労働者派遣法その他労働に関する法律の理解及び遵守の徹底

なお、前記(3)及び(4)の法律の遵守の徹底に当たり、労働者派遣事業が労働者派遣法等に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

また、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- ① 労働者派遣法第5条第1項
- ② 労働者派遣法第34条
- ③ 労働者派遣法第35条
- ④ 労働者派遣法第37条

- (5) 内部管理体制（人的構成と体制の構築等）の再構築・整備



参 考

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、当該派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

なお、平成27年9月30日より施行された改正法により、許可制である一般労働者派遣事業と届出制である特定労働者派遣事業の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制としたが、平成27年9月29日以前に届出をした特定労働者派遣事業主は平成30年9月29日までは、派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。

一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業

「一般労働者派遣事業」

- 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。(派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をする

いわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。）

- 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

「特定労働者派遣事業」

- 派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出をしなければならない。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和 60 年法律第 88 号) (抄)

(労働者派遣事業の許可)

第 5 条

第 1 項

労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(就業条件等の明示)

第 34 条

第 1 項

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該労働者派遣が第 40 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を除く。）を明示しなければならない。

第 1 号 当該労働者派遣をしようとする旨

第 2 号 第 26 条第 1 項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

第 3 号 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第 35 条の 3 の規定に抵触することとなる最初の日

第 4 号 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所

その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第 40 条の 2 第 1 項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第 35 条

第 1 項

派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

第 1 号 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

第 2 号 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別

第 3 号 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第 40 条の 2 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

第 4 号 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第 39 条第 1 項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法 18 条第 1 項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第 9 条第 1 項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの

第 5 号 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の期間)

第 35 条の 3

第 1 項

派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（第 40 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するものを除く。）を行つてはならない。

(派遣元管理台帳)

第 37 条

第 1 項

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に

掲げる事項を記載しなければならない。

- 第1号 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別（当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間）
- 第2号 第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 第3号 派遣先の氏名又は名称
- 第4号 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位
- 第5号 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 第6号 始業及び終業の時刻
- 第7号 従事する業務の種類
- 第8号 第30条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置
- 第9号 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容
- 第10号 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 第11号 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 第12号 その他厚生労働省令で定める事項

（労働者派遣の役務の提供を受ける期間）

第40条の2

第1項

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。ただし、当該労働者派遣が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。

- 第1号 無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣
- 第2号 雇用の機会の確保が特に困難である派遣労働者であつてその雇用の継続等を図る必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める者に係る労働者派遣
- 第3号 次のイ又はロに該当する業務に係る労働者派遣
 - イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されて

いるもの

ロ その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

第4号 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法第65条第1項及び第2項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務に係る労働者派遣

第5号 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務に係る労働者派遣

(改善命令等)

第49条

第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項、第23条の2及び第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）（抄）

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

附則第6条

第1項

この法律の施行の際現に旧法第16条第1項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第2条第5号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間（当該期間内に第4項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第13条第1項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

第2項

前項の規定による労働者派遣事業に関しては、新法第5条、第7条から第10条まで、第11条第1項後段及び第2項から第4項まで、第13条第2項、第14条並びに第54条の規定は適用しないものとし、新法の他の規定の適用については、当該労働者派遣事業を行う者を新法第2条第4号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、新法第11条第1項中「第5条第2項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）第1条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「平成27年改正前法」という。）第16条第1項の届出書に記載すべきこととされた」と、新法第26条第3項中「第5条第1項の許可を受けている」とあるのは「平成27年改正前法

第 16 条第 1 項の規定により届出書を提出している」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

第 5 項

厚生労働大臣は、第 1 項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。